

定 款

S R S ホールディングス株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、S R S ホールディングス株式会社と称する。

英文では、SRS HOLDINGS CO.,LTD.と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。

1. 飲食店の経営及び観光施設ならびに駐車場の経営
2. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導
3. 食料品の製造・加工及び販売ならびに魚貝類の販売
4. 玩具・日用品雑貨の販売
5. 酒類及びたばこの販売
6. 不動産の売買・賃貸・管理ならびに土地の造成及び土木・建設工事の設計・請負
7. 貨物自動車運送業
8. 自動車の修理ならびに販売
9. 損害保険代理業
10. 経営コンサルティング業
11. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
12. 金銭の貸付、資金調達、資金運用
13. 一般事務処理受託
14. 投資業
15. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出することを要する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠により就任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の権限)

第 21 条 取締役会は、特に法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規

則による。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し議長となる。代表取締役に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の 4 分の 3 以上が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(取締役への業務執行の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項については、特に法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 36 条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお

受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 8 章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第 41 条 株主総会は、買収防衛策の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。また、取締役会は、買収防衛策の変更については買収防衛策に定める独立委員会の承認を得て、買収防衛策の廃止については単独で、株主総会の承認を得ずに行決定することができる。

(新株予約権無償割当等)

第 42 条 当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議によって、新株予約権無償割当及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。

付則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 49 期定期株主総会終結前の同法第 423 条第 1 項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。